

従業員が仕事と家庭を両立しながら、それぞれのライフステージの変化に応じて能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年10月1日～令和5年9月30日までの2年間

2. 計画内容

目標1：育児休業の取得を推進し、期間中の育児休業取得率を 男性 50%以上、女性 100%とする

<対策>

- ・令和3年10月～ 育児休業をはじめとする諸制度について改めて周知する。
育児・介護休業法の令和3年の改正点について、施行時期に合わせて就業規則の見直し・改定・周知を行う。
- ・令和3年10月～ 対象職員を把握し、随時情報提供・面談を行い、サポートする。

目標2：子の看護休暇・介護休暇をより利用しやすいものにするため、時間単位の取得及び中抜けを可能とするよう就業規則を改定し、取得を促進する

<対策>

- ・令和3年10月～ 子の看護休暇・介護休暇の取得状況を把握。
- ・令和3年10月～ 就業規則を整備・改定し、周知する。